

厚生労働省群馬労働局発表
令和 8 年 10 月 15 日

報道関係者 各位

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課

監督課長 大石 奈津生

監察監督官 荒井 教隆

(電 話) 027-896-4735

外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対する 令和 7 年の監督指導等の状況を公表します

- ～ 外国人技能実習生使用事業場では、380 事業場のうち労働基準関係法令違反事業場は 276 事業場 (70.3%) ～
～ 特定技能外国人使用事業場では、252 事業場のうち労働基準関係法令違反事業場は 186 事業場 (73.8%) ～

群馬労働局(局長 上野康博)は、県内の労働基準監督署が令和 7 年 1 年間で外国人技能実習生(以下「技能実習生」といいます。)又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめたので、公表します。

令和 7 年の監督指導の概要

【技能実習生使用事業場】(詳細は別紙 1 参照)

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、380 事業場のうち 267 事業場 (70.3%)。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準 (33.3%)、②健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 (24.0%)、③労働条件の明示 (21.7%) の順に多かった。

【特定技能外国人使用事業場】(詳細は別紙 2 参照)

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、252 事業場のうち 186 事業場 (73.8%)。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準 (30.1%)、②労働条件の明示 (22.6%)、③健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 (19.4%) の順に多かった。

県内の労働基準監督署では、技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施するなど、引き続き、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいくこととしています。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していくこととしています。

(別紙 1) 技能実習生を使用する事業場に対する監督指導等の状況 (令和 7 年)

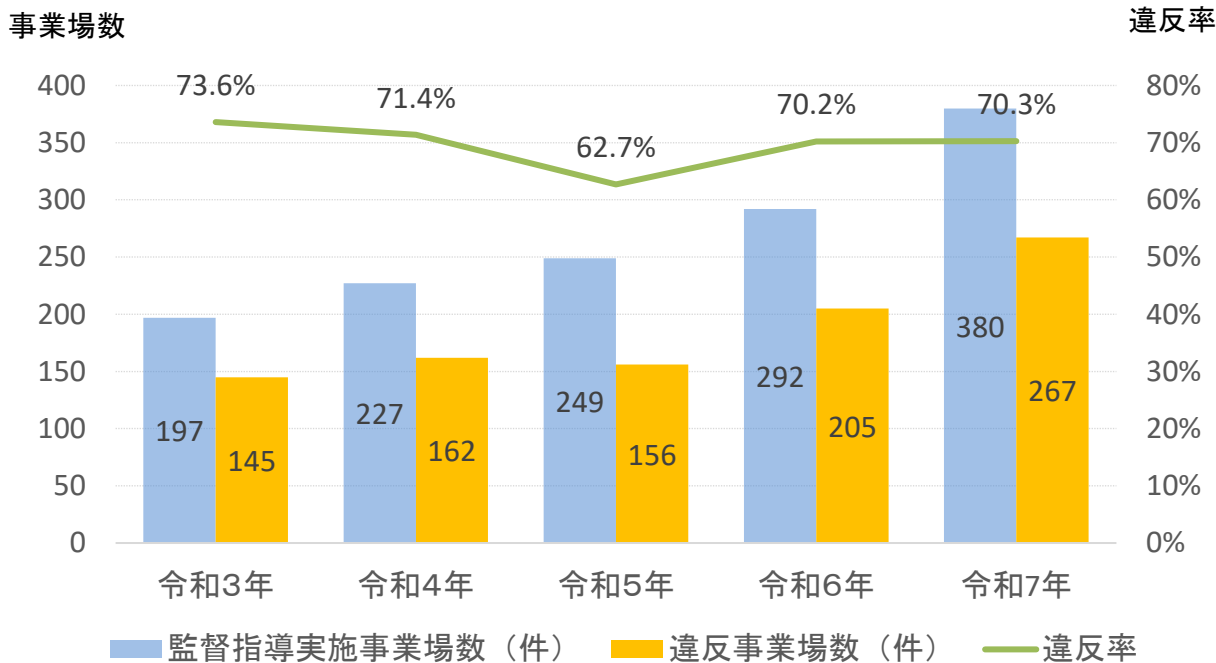
(別紙 2) 特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導等の状況 (令和 7 年)

技能実習生を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和7年）

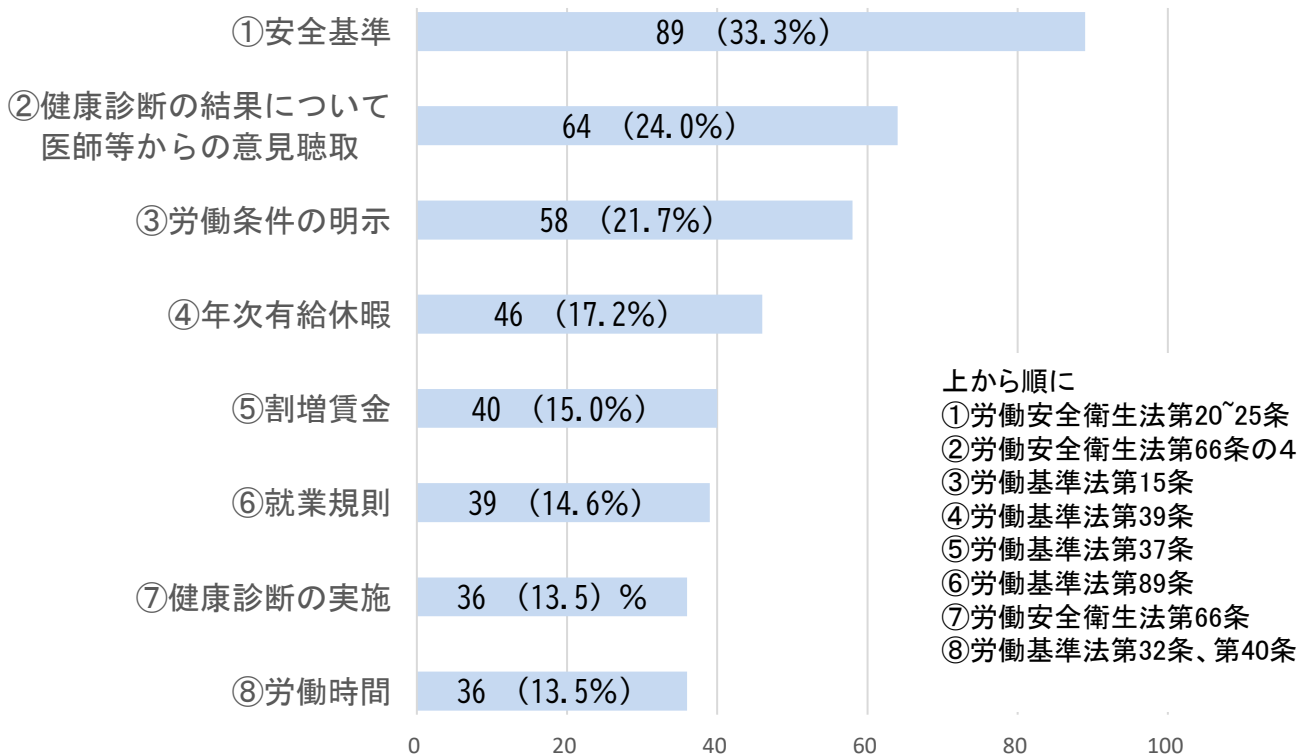
1 監督指導の状況

(1) 令和7年1年間に県内の労働基準監督署において、技能実習生を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**380事業場**に対しての監督指導を実施したところ、その**70.3%**に当たる**267事業場**で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（33.3%）、②健康診断の結果について医師等からの意見聴取（24.0%）、③労働条件の明示（21.7%）の順に多かった。（件）



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

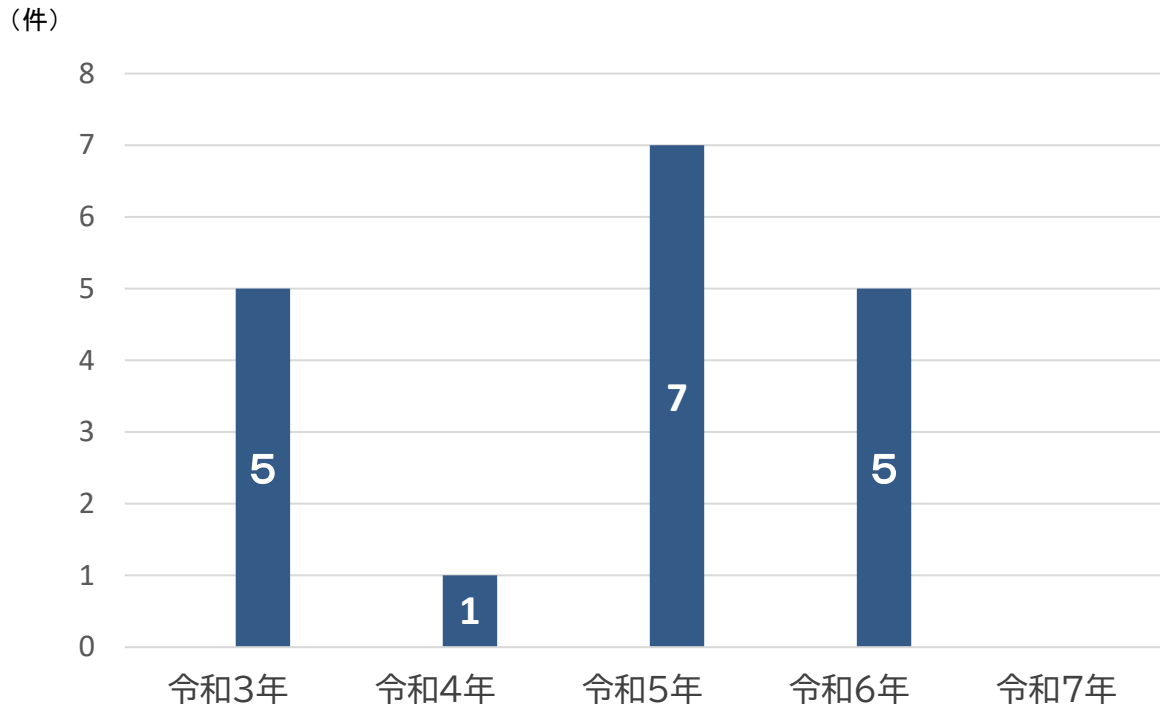
(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反 事業場数 (違反率)	主な違反事項
金属品 製造業	67	41 (61. 2%)	安全基準 17(41.5%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取5(12.2%) 労働時間 5(12.2%)
建設業	60	46 (76. 7%)	健康診断結果について医師等からの意見聴取 15(32.6%) 労働条件の明示 13(28.3%) 年次有給休暇 12(26.1%)
農林業	44	33 (75. 0%)	賃金の支払い 8(24.2%) 就業規則 8(24.2%) 労働条件の明示 7(21.2%)
食料品 製造業	41	27 (65. 9%)	安全基準 17(63.0%) 労働時間 5(18.5%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 5(18.5%)
化学工業	24	21 (87. 5%)	安全基準 7(33.3%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 6(28.6%) 割増賃金 5(23.8%)
<参考> 全業種	380	267 (70. 3%)	安全基準 89(33.3%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 64(24.0%) 労働条件の明示 58(21.7%)

<注1>違反は技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。
<注2>違反事項が2つ以降ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

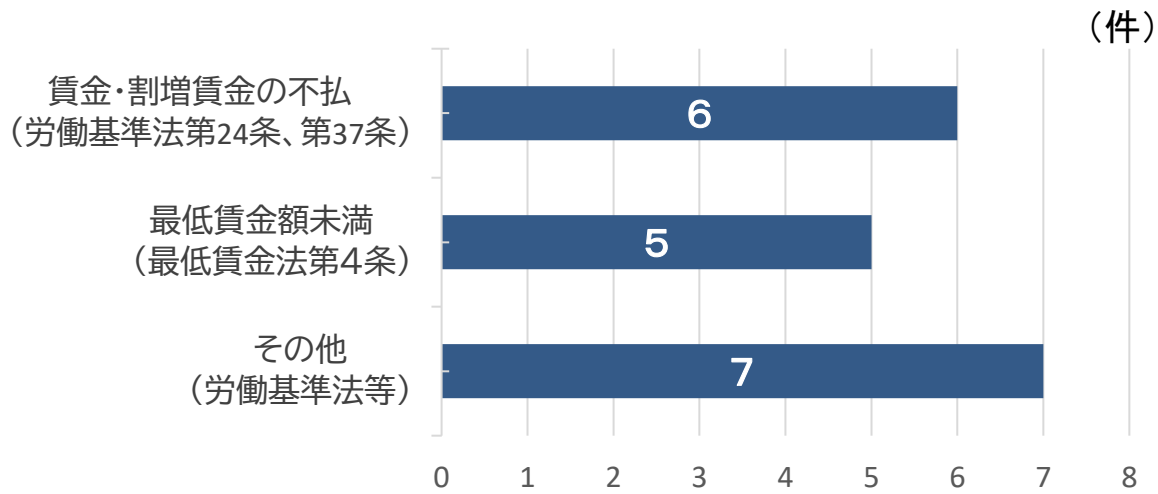
2 申告の状況

令和7年1年間に技能実習生から労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は0件であった。



なお、令和3年～令和6年における主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払（6件）、②支払われる賃金額が最低賃金額未満（5件）、③その他（7件）であった。

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



3 労働基準監督署と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署では、外国人技能実習機構等との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している。
- (2) 労働基準監督署から外国人技能実習機構等へ通報（※1）した件数は40件、外国人技能実習機構等から労働基準監督署へ通報（※2）された件数は46件である。

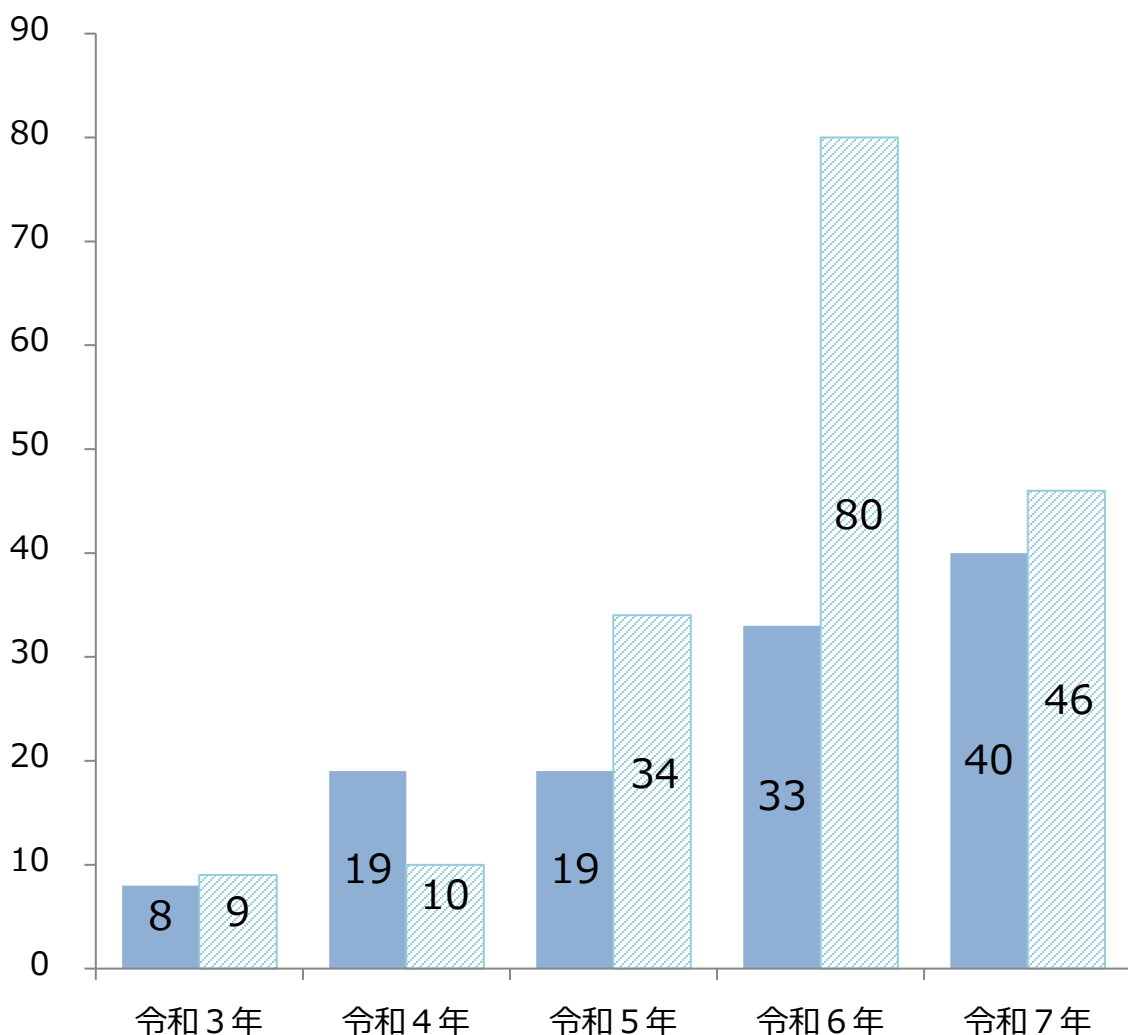
※1 労働基準監督署から外国人技能実習機構等へ通報する事案

労働基準監督署において技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 外国人技能実習機構から労働基準監督署へ通報する事案

外国人技能実習機構において技能実習生を使用する事業場を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

(件)



■ 労働基準監督署から外国人技能実習機構・出入国管理機関へ

▨ 外国人技能実習機構・出入国管理機関から労働基準監督署へ

事例 1

労働災害を契機に監督指導を実施し、機械の調整作業中の安全確保について指導

- 食料品製造業を営む事業場において、食料品の包装機械の包装フィルムの調整作業中に、技能実習生の手指が包装機の刃に接触して同人が負傷するという労働災害が発生した。このため、立入調査を実施したところ、機械の運転を停止せずに調整作業を行っていたことが認められた。
- 安全衛生委員会において、当該労働災害に係る原因の究明及び同種災害の再発防止地対策について、調査審議していないことが認められた。
- 健康診断の結果、所見のある者について、医師等の意見を聴取していないことが認められた。

労働基準監督署の対応

- ①機械の運転を停止せずに、技能実習生に機械の調整作業を行わせたことについては是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反
労働安全衛生規則第107条（掃除等の場合の運転停止等）

- ②事業場の規模ごとに安全衛生委員会を設け、労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関して調査審議していないことについては是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第17条1項第2号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第21条（安全委員会付議事項）違反

- ③健康診断の結果に基づき、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等からの意見聴取を行っていないことについては是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第66条の4条（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第51条の2
（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）違反

指導後の会社の取組

- ①機械の調整作業等を行う場合などに、機械を囲む扉を開くと機械の運転が停止するセンサーを設置し、接触防止措置を講じた。また、全ての労働者に対して、調整作業等を行う際は、機械を停止させてから行うよう、改めて安全教育を実施した。
- ②安全衛生委員会において、労働災害に係る原因及び再発防止対策を調査審議することとした。また、労働者の危険を防止するための対策等についての審議を行い、災害関連部署以外の各部署にも展開して意識の高揚を図った。
- ③健康診断の結果、所見が認められた労働者について医師等から意見を聴取し、聴取内容に特化した個人票を作成のうえ、就業にあたって必要な措置を講じることとした。

外国人技能実習機構からの通報を契機に、労働基準法、安全衛生法について指導

概 要

- 金属製品製造業を営む事業場において、実習機構からの通報を契機に立入調査を実施したところ、①技能実習生4名の1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金について、当該労働時間数の算定不足により、未払いが発生していたこと、②法の規定により、10日以上有給休暇が付与された技能実習生に対して、同休暇のうち、1年以内に5日を取得させていなかった実態等が認められた。
- また、動力プレス機械の作業主任者を選任していたものの、当該作業主任者に同機械の切替えキースwitchの保管等の職務を行わせていなかった実態が認められた。

労働基準監督署の対応

- 技能実習生4名に対し、1か月60時間を超える時間外労働について5割以上の率で計算した割増賃金を支払っていないことについて、是正勧告した。
- 年次有給休暇の最低付与日数が10日以上有給休暇の労働者に対して、その日数のうち5日について、法定の除外事由がないにもかかわらず、基準日から1年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えていないことについて是正勧告した。

指導事項

- ①労働基準法第37条（割増賃金）違反
- ②労働基準法第39条（年次有給休暇）違反

- プレス機械作業主任者に次の職務を行わせていなかったことについて、是正勧告した。
 - 1 プレス機械及びその安全装置を点検すること。
 - 2 プレス機械及びその安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。
 - 3 プレス機械及びその安全装置に切替えキースwitchを設けたときは、当該キーを保管すること。
 - 4 金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。

指導事項

- 労働安全衛生法第14条（安全衛生規則第134条）
（プレス機械作業主任者の職務）違反

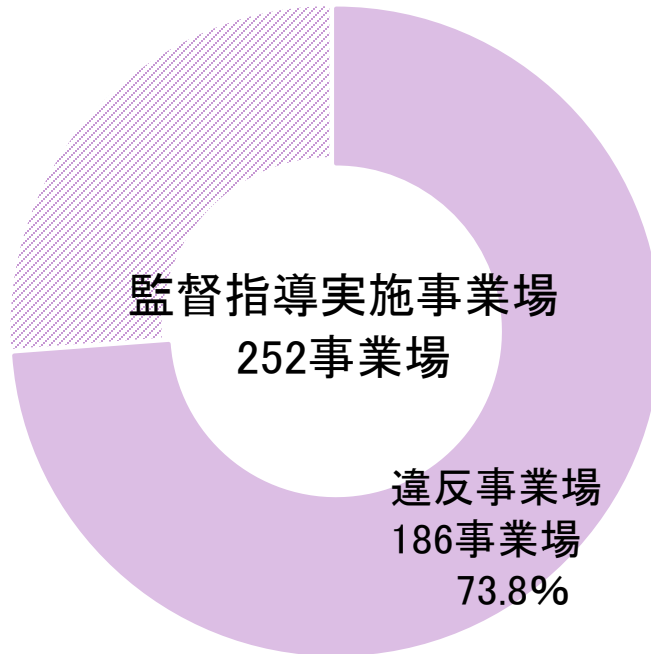
指導後の会社の取組

- 時間外・休日労働時間数の集計方法を見直し、割増賃金の不足額合計約2万円を支払った。②年次有給休暇管理簿に残日数を記載して取得状況を把握・管理することとし、基準日から半年経った時点で5日に満たない場合は時季指定について労働者と話し合い、確実な取得に向けて取り組むこととした。
- 動力プレス機械の作業主任者が切替えキースwitchの保管を行うよう改めて周知教育を行った。

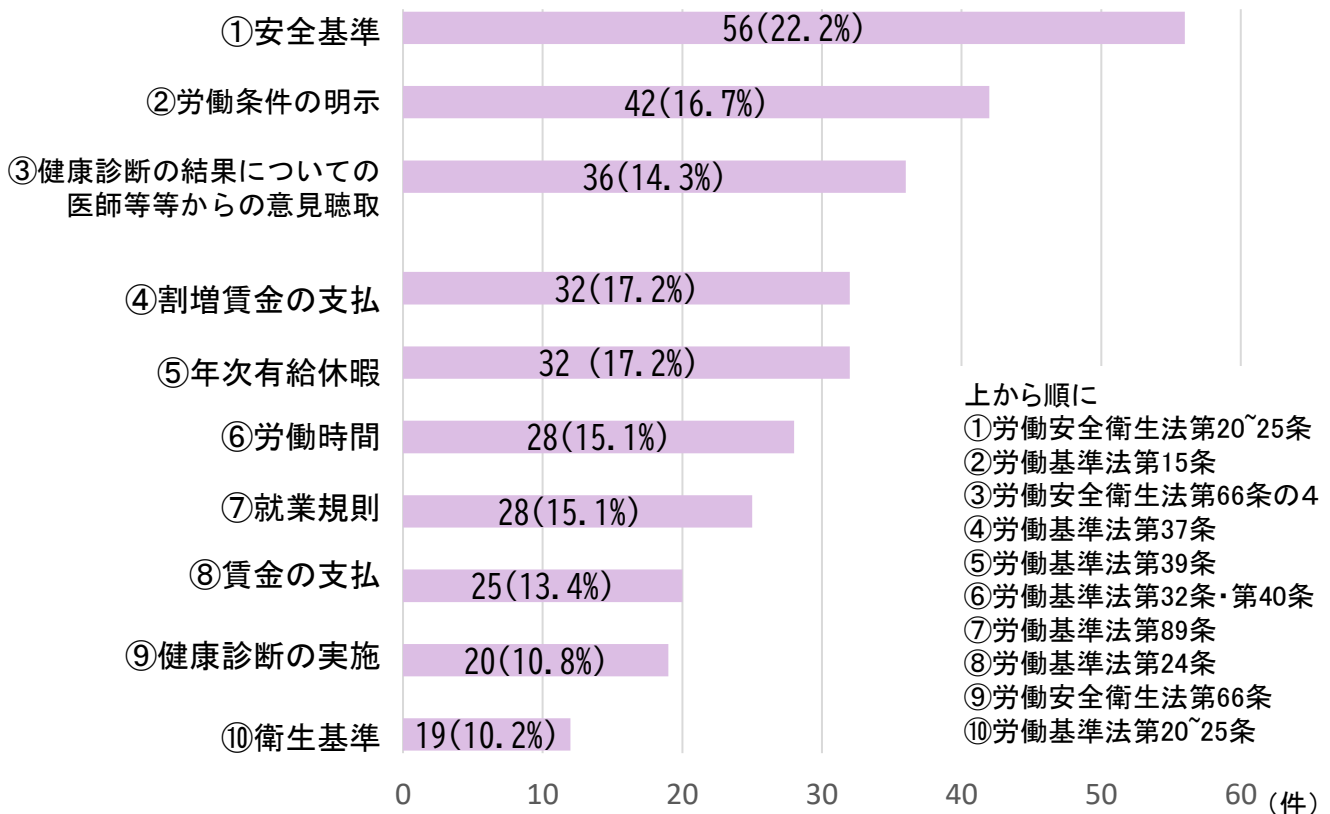
特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和7年）

1 監督指導の状況

- (1) 令和7年1年間に県内の労働基準監督署において、特定技能外国人を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**252事業場**（前年159事業場）に対しての監督指導を実施したところ、その**73.8%**に当たる**186事業場**（前年124事業場）で同法令違反が認められた。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械の安全基準（22.2%）、②労働条件の明示（16.7%）、③健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（14.3%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反 事業場数 (違反率)	主な違反事項
農・畜産業	64	47 (73. 4%)	安全基準 24(51.1%) 割増賃金 5(10.6%) 労働時間 5(10.6%)
食料品 製造業	43	32 (74. 4%)	安全基準 24(75.0%) 割増賃金 5(15.6%) 労働時間 5(15.6%)
社会福祉 施設	31	25 (80. 6%)	割増賃金7(28.0%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 6(24.0%) 労働時間 5(20.0%)
金属製品 製造業	29	18 (62. 1%)	衛生基準 8(44.4%) 安全基準 6(33.3%) 健康診断の実施 6(33.3%)
建設業	26	21 (80. 8%)	割増賃金7(33.3%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取 6(28.6%) 年次有給の取得6(28.6%)
<参考> 全業種	252	186 (73. 8%)	安全基準 56(30.1%) 労働条件の明示 42(22.6%) 健康診断結果について医師等からの意見聴取36(19.4%)

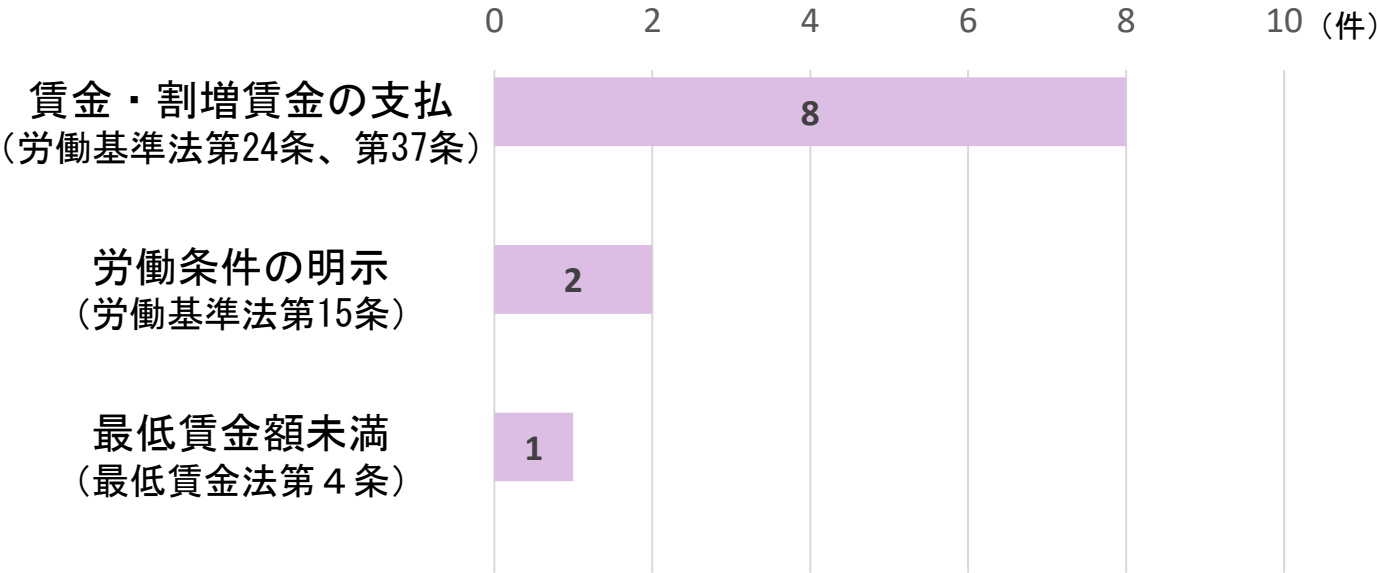
<注1>違反は特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。
<注2>違反事項が2つ以降ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

2 申告の状況

令和7年1年間に特定技能外国人から労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は9件であった。

主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(8件)、②支払われる賃金額が最低賃金額未満2(件)、③その他労働条件(1件)であった。

＜注＞申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



3 監督指導事例

事例

違法な時間外・休日労働及び長時間労働について指導

労働基準監督署の指導

- 食品製造業を営む事業場において、特定技能外国人に対して、①特別条項付き36協定で定める特別延長時間数を超えて時間外・休日労働を行わせていたことについて是正勧告した。
また、②時間外・休日労働の合計が2ないし6か月の複数月平均で1か月当たり80時間を超え、かつ、1か月の時間外・休日労働の合計が100時間を超えて時間外・休日労働を行わせていたことについて是正勧告した。

指導事項

- ①労働基準法第32条第(労働時間)
- ②労働基準法第36条第6項(時間外及び休日労働)

指導後の会社の取組み

- 長時間労働が発生した部署において、業務の負荷の軽減を図るため、増員等による人員配置の見直しを行った。また、管理者による時間外・休日労働時間の把握を徹底し、36協定に定める健康確保措置を確実に実施するとともに、同協定の限度時間数を超えることのないよう管理体制を強化する等の再発防止策を講じた。